

## 埼玉・公務労協・連合埼玉が集会を開催

—原口元総務大臣が講演、高橋越谷市長が条例制定に取り組む決意—

7月7日、浦和コミュニティセンターにて「良い社会をつくる公共サービスを考える7.7埼玉集会」（主催：埼玉公務労協、共催：連合埼玉、埼玉県地方自治研究センター）が開催され、連合埼玉構成組織、同地域協議会、推薦議員などあわせて212名が参加した。



挨拶する高橋和哉埼玉公務労協議長

参加した。

主催者あいさつで埼玉公務労協高橋和哉議長は、「生涯にわたり、良質で安定的な公共サービスの提供が受けられ、市民がより安心して豊かな生活を営むことができる。そして、公共サービスに従事する労働者も適正な労働環境のもと、誇りを持って市民に公共サービスを提供できる。そんな社会実現に向け、本集会が越谷市をはじめ各地

方公共団体における公共サービス基本条例や公契約条例制定に向けた具体的な動きにつながっていくことを切望する。」と、訴えた。

連合埼玉小林直哉会長からは、「公共サービスの必要性、重要性から連合埼玉は、ここ数年、県へ公共サービス基本条例を制定し、公共サービスの基盤整備と質の向上を図るよう政策制度要請を行っている。特に、公契約の下で働く者の適正な労働条件の確保や質の高い公共サービスの提供などを柱とした公契約条例の制定を求めている。あわせて、そのために必要となる公務



挨拶する小林直哉連合埼玉会長

員の自律的労使関係制度を確立する労働基本権の早期回復に向け、組織一丸となって取り組みを進めていく。」と、力強いあいさつがあった。

その後、公務労協花村靖副事務局長から、「公務労協と公共サービスキャンペーン」と題し、2003年に公務労協が結成されて以降、2009年に公共サービス基本法が制定されるまでの経過や実際に公共サービスに従事する者の現場実態を踏まえたうえでの、公共サービスキャンペーンへの取り組みなどの趣旨説明が行われた。

続いて、原口一博衆議院議員から、「公共サービス基本法の意義と公共サービス基本



講演する原口一博衆議院議員

条例の必要性」と題し講演があり、『『3つの平和の理念』①戦争や暴力、抑圧や差別のない社会的平和、②すべての生き物が豊かな自然の恵みを享受出来るための地球環境の平和、③互いに支え合う豊かな文化を持ち、すべての人々が心穏やかに共生する心理的環境の平和、この3つの平和を実現して、公共サービスにおける国民の権利を保障することがこの法律の目的である。公

共サービス基本法は、民主党が野党の時（2009年）に成立したもの。ただ、起草者として申し訳ないが課題がいっぱいある。例えば第11条は、努力規定にとどまっているが、原案では義務規定として、従事する人たちの『権利の保障』という言葉があった。公共サービスにおける国民の権利を保障するには、国民自らが学び、公共サービス従事者の権利を保障しなければならない。そこで働く人が追いまわられていては、良質な公共サービスはありえない。私たちは3つの分断と闘う必要がある。1つは、政治と労働者の分断。2つは、公務と民間の分断である。なお、連合の公務と民間の団結はすばらしい。3つは、正規・非正規の分断。公共サービス基本条例の制定に向けた課題は、①公共サービス基本法の理念を改めて確認する、②住民ニーズに応じた公共サービスの提供、③そのための地域住民との話し合いの場をつくって、異なる認識の合意形成をはかることが必要だ。」と語った。

集会のしめくくりとして、高橋努越谷市長から、「公共サービス基本条例、公契約条例を制定し、市民に質の高い公共サービスを安定的に提供するとともに、市職員や指定管理者に対する適切な労働条件確保に向け努力したい。」との決意表明を受け、参加者全体で今後の取組みへの意思統一をはかった。



報告する高橋努越谷市長